

令和2年かすみがうら市議会第1回臨時会

市長提出議案概要書

〔追加提出〕

令和2年5月14日

かすみがうら市

目 次

○ 条例に関する議案〔 1 件 〕

議案第 19 号	かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について	
	【一部改正】	…………… 1～2

○ 予算に関する議案〔 1 件 〕

議案第 20 号	令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 4 号）	
		…………… 3～7

議案第19号	かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】
<p>1 要 旨</p> <p>かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、必要な事項について、条例の一部を改正するもの。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 徴収の猶予制度の特例</p> <p>ア 収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例の手続等を設ける。（附則第24条）</p> <p>(2) 固定資産税関係</p> <p>ア 生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充・延長（附則第10条の2第14項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に事業用家屋及び構築物を加え、特例率はゼロとする。また、適用期限を2年延長する。 <p>(3) 軽自動車税関係</p> <p>ア 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（附則第15条の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 	

3 施行年月日

公布の日

[総務部：税務課]

議案第20号	令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）
--------	---------------------------

1 要 旨

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億483万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ238億2千434万4千円とするもの。

2 内 容

(1) 歳入の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
国庫支出金	6,638,917	89,301	6,728,218
繰越金	314,991	15,529	330,520
歳入合計	23,719,514	104,830	23,824,344

(2) 歳出の補正 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
民生費	6,165,210	330	6,165,540
商工費	595,649	104,500	700,149
歳出合計	23,719,514	104,830	23,824,344

(3) 事業別補正予算の説明

(単位：千円)

歳出（事業）	補正額	事業担当課
ア 民生費の事業費		
児童手当事業	330	子ども家庭課
イ 商工費の事業費		
中小企業対策事業（政策）	104,500	地域未来投資推進課

[市長公室：政策経営課]

令和2年度__一般会計補正予算第4号__R020514第1回臨時会

番号	内 容	数 量	千円
1	児童手当事業 子育て世代への臨時特別交付金支給における振込手数料 100円 * 3,000件 * 1.1	3,000 件	330
2	中小企業対策事業		104,500
	中小企業事業継続応援貸付金に対する協力金 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上げが急減した県内の 中小企業・個人事業主に対し、県と市が協力し事業継続のための 貸し付けを行う。 上限200万円（県150万円、市50万円） 貸付対象者 ①2019年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定 であること ②2020年1月から12月のうち、2019年同月比で売上が50%以上減 少している月があること ③公的融資制度や民間融資機関による融資を受けられなかったこ と 等	29社 * 500千円 (県通知)	14,500
	市 事業継続給付金 新型コロナウイルス感染症拡大により 2020年1月から12月のうち、2019年同月比で売上が30%以上50%未 満減少している月がある法人・中小事業者を対象に一律20万円を 支給 1,500社 * 申請率30% * 20万円	450社 * 200千円	90,000
小 計			104,830

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	167,023 千円
補正第3号充当	78,052 千円
補正第4号充当	88,971 千円

中小企業事業継続応援貸付金（茨城県制度）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今後、中小企業・小規模事業者・個人事業主における廃業や倒産も懸念される極めて厳しい経営状況となっており、茨城県の制度として、このような中小企業等に対し、雇用の維持や事業の継続を強力に支援するため、新たな貸付制度の創設。

目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上が急減して廃業や倒産が懸念される中小企業・小規模事業者・個人事業主に対して当面の事業継続に必要な資金を貸付することにより、雇用の維持や事業の継続を支援する。

貸付対象者

県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者等であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア 最近1か月間の売上高等が前年同月に比して50%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して50%以上減少すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等向け融資（日本政策金融公庫、県及び民間金融機関の融資をいう。）を受けられなかったこと。

ウ 貸付後1年間雇用を維持すること。

貸付条件

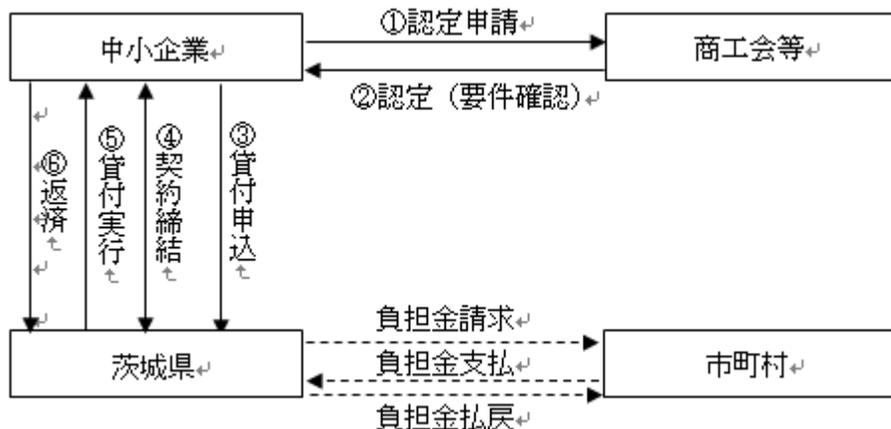
ア 限度額 200万円

イ 貸付期間 10年以内（据置期間5年以内）※10年を限度に1回の延長可

ウ 利率 無利子

エ 担保 無担保

貸付フロー



負担割合

県：市町村＝3/4：1/4
（1社あたりの市町村負担額500千円）

<予算額>

貸付対象者数（県想定） 29社 × 500,000円 = 14,500,000円

かすみがうら市事業継続給付金

目的

国が給付する持続化給付金（売上が前年同月比で50%以上減少している事業者）において、支給対象とならない事業者に対し、市が「売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者」を対象に給付金を支給することで、事業の継続を下支えするもの。

給付額

法人及び個人事業主に対して一律20万円

支給条件等及び国の制度との比較

	市	国
給付額	(法人・個人事業主) 一律20万円	(法人) 200万円 (個人事業主) 100万円 ※昨年1年間の売上から減少分を上限
支給対象条件	①新型コロナウイルス感染症の景況により売上が前年同月比で <u>30%以上50%未満</u> 減少していること ②国の実施する持続化給付金を受けていないこと	①新型コロナウイルス感染症の景況により売上が前年同月比で <u>50%以上</u> 減少していること
支給対象者	中小企業・小規模事業者・個人事業主等	
減少の対象期間	2020年1月から2020年12月のうち、2019年前年同月比で売上が30%以上50%未満減少したひと月	2020年1月から2020年12月のうち、2019年前年同月比で売上が50%以上減少したひと月

給付の考え方

売上減少率	(国) 持続化給付金	(市) 事業継続給付金
50%以上	中小企業 200万円 個人事業主 100万円	国の給付 中小企業 200万円 個人事業主 100万円
30%~50%未満	対象外	市の給付 中小企業・個人事業主 一律20万円
30%未満	対象外	対象外

市が独自で給付金を支給

申請期間 (予定)

令和2年6月中から令和3年1月15日

予算額

90,000,000円

<積算根拠>

(市内事業所数) 1,500社 × (申請率) 0.3 × (給付額) 200,000円